

アリーナ整備支援検討業務委託仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、越谷市（以下「甲」という。）が委託する「アリーナ整備支援検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の実施に際して受注者（以下「乙」という。）は、契約書及び本仕様書並びに関係法規に準拠し、甲の指示に従い、正確に実施しなければならない。

（業務の目的）

第2条 本業務は、越谷市をホームタウンとするプロバスケットボールクラブである「越谷アルファーズ」が検討を進めている新アリーナ整備計画について、市民のニーズや地域への利益還元、アリーナが整備されることによる本市への影響、事業性等に対する調査検証を行い、市の支援内容や、その妥当性の判断について、専門的な知見による助言及び業務支援を行う。

（履行場所）

第3条 越谷市内とする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年（2026年）7月31日までとする。

（業務内容）

第5条 本業務の内容は以下に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（1） 支援の前提条件を整理

- ①行政計画との整合性を確認
- ②アリーナに対する市民ニーズを調査・分析
- ③公共施設（公の施設）の必要性を調査・分析

（2） 事業者の事業計画等の検証

- ①事業計画の検証・評価
- ②公的支援の内容と妥当性にかかる助言・提言

（3） 本市への影響に関する調査・分析

- ①地域経済への直接効果や間接効果、誘発効果、雇用創出効果等の算定
- ②アリーナ周辺における消費行動、周辺商業への影響等の変化、影響範囲の考察・分析
- ③アリーナ整備前後の人流の変化や移動手段等の調査・予測

(4) (1)～(3)の業務に関する有識者による評価・助言

①有識者（経済学識者等）の手配

②有識者による評価・助言

（打合せ）

第6条 甲及び関係官公署、関係事業者と打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、その都度、甲に報告し相互に確認するものとする。

2 業務完了時には、電子データー式をまとめて提出すること。

（成果品）

第7条 乙は、次の成果品を履行期限までに提出しなければならない。

(1) 業務報告書 電子データー式（データの形式は PDF とする。）

(2) その他甲が必要と認める資料 一式

※履行期限前であっても甲の指示があった場合、指定した期限までに成果品の一部を提出するものとする。

（成果品の帰属）

第8条 成果品は全て甲の所有とし、甲の承認を得ずに他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。

（成果品の契約不適合）

第9条 乙は業務完了後においても、乙の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに乙の責任において訂正、補足及びその他必要な処置をとるとともに、甲より不明な点について質問を受けた場合は誠意をもって対処するものとする。

（業務への取組姿勢）

第10条 乙は、企業の組織力により、全国レベルの情報・事例を広く収集し、高度な知識、知見、考察力をもって業務を遂行すること。

（疑義）

第11条 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第12条 乙は、業務上知り得た事項、業務内容及びその成果について、甲の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。